

「令和2年度学びと社会の連携促進事業（「未来の教室」（学びの場）海外展開支援等事業）」に係る実証事業の委託事業者公募に関する Q&A

1. まだ国内でも事業化検討中という案件でも応募は問題ないでしょうか？
→事業化検討中の案件を対象から排除はいたしません。実証内容の実施国ないしは実施地域における本格的な運用や事業化（委託事業終了後、概ね2年以内）が見込まれる等、将来的な展望を持った事業計画であるかという点が評価のポイントのひとつとなっています。
2. 同様の公募は来年以降も毎年の応募機会があると思っていて合っていますでしょうか？
→本事業は経済産業省からの受託事業のため来年度以降の実施については未定です。
3. これまでの事例一覧のようなものはありますか？
→海外における実証事業に関しては初の取り組みとなりますため、事例一覧はございません。経済産業省で実施された国内での事例については、下記をご参考としてください。
「未来の教室」実証事業 WEB サイト：
<https://www.learning-innovation.go.jp/verify-list/>
4. 応募時点で現地パートナーとの合意まで完了していることは必須要件でしょうか？
→応募時点で現地パートナーとの MOU 等を締結している必要はございませんが、現地パートナー等との調整が済み、実現可能性が高いものの方が評価としては高くなります。
5. 依頼金の支払いについて概算払は可能でしょうか？
→公募要領の5.（5）及び（6）に記載のとおり、事業実施後の精算払となります。
6. 外国法人でも応募は可能でしょうか？
→公募要領の4.（1）及び（2）に記載のとおり、応募資格は日本法人に限ります。
7. 海外展開でカンボジアも対象になりますか？
→対象となります。

8. 「原則現地パートナーが事業を実施」等、お伺いしているとすでに海外展開が完了している企業が対象のように見受けられるのですが、現状日本法人のみでこれから海外展開を見据える企業でも対象となりますでしょうか？

→対象となります。

9. JICA の委託事業を行っているのですが、地域やカウンターパートが同一でもかまいませんか？

→カウンターパートが同一でも問題ありませんが、それぞれの事業経費について明確に分けられていることが必須となります。

10. 会議費は国内外いずれを想定するものなのでしょうか？

→国内外は問いません。

11. 外注と再委託の違いはなんのでしょうか？

→外注費は、受託者自ら実施できないものに関し範囲を限定し他の事業者へ請負契約にて実施させるもので、再委託費は委任又は準委任という形で他の事業者へ一部業務を委託して実施させるような場合を指します。

12. 委託費の下限は想定されていますか？

→下限はございません。

13. 採択予定 3~5 件程度とのことですが、倍率はどれくらいを想定されていますでしょうか？

→本事業は今回が初めて行うものであり、正確な倍率想定は困難です。

14. 対象地域が「アジア地域を中心とする」と書かれておりますが、アフリカの国での実証事業の提案でも問題ないでしょうか？

→問題ありません。

15. 対象案件は、現地の学校を含まないものでも問題ないでしょうか。例えば、学校ではなく現地の塾と実証事業を行う場合など、事業者がネット上で EdTech サービスの BtoC ビジネスの実証事業でも可能でしょうか？

→BtoC ビジネスの実証事業でも問題ありません。

16. 対象国に JETRO 事務所があることが必要でしょうか？

→必須ではありません。

17. 複数の法人によるコンソーシアムを組んで応募する場合、「1. 法人の資質・安定性、適切な実施体制」はコンソーシアムを組むすべての法人が評価されますか？
→コンソーシアムの場合、主提案法人（幹事法人）を主として確認しますが、体制は自体はコンソーシアム構成者全体を考慮して評価を行います。
18. すでに海外に教育事業を展開していますが、その事業をIT化するというプランは対象になりますでしょうか？
→対象となります。
19. EdTechの概念をどのように捉えればよろしいでしょうか？
→本事業においては、いわゆる学校教育に限定するものではなく就学前教育、リカレント教育や教員補助、スポーツ分野なども含めるなど幅広い概念としています。
20. 人材要件について、人員数やスキル、能力についての具体的な要件はありますか？
→資格等の要件は設定していません。
21. 新型コロナウイルスの影響を受けて海外渡航が1度もできない場合、遠隔での実施検証を進める、という理解でよろしいでしょうか？
→遠隔での実施や現地パートナーによる実施が想定されます。
22. 同一国で複数のエリアを、それぞれ別々のカウンターパートとの実証としても問題ありませんか？
→問題ありません。
23. マーケティング、広告費も計上可能でしょうか？また、一般管理費10%の制限についてもう少し詳しくご説明いただけますでしょうか？
→外注費やその他諸経費などとして計上することは可能です。また、一般管理費とは、人件費及び事業費の合計に一般管理費率を乗じた金額であり、一般管理費率が自社規程等で決まっており、10%以下の場合には同数値を用いていただき、特段ない場合は10%を上限に任意に定めてください。
24. 海外の先生に授業を実施していただき、録画しそれを動画配信したいと思っておりますが、その授業を実施していただく先生への謝金は対象となりますか？
→対象となります。謝金としての計上か委託費としての計上となるかは、実施の方法によります。

25. 海外への教育事業の展開に関する補助金は、これまでも、また今後も定期的に出るものなのでしょうか？
→次年度以降については現段階では未定です。
26. 教育コンテンツ制作費（請負契約）は外注費に含まれると考えてよろしいでしょうか？
→外注費に含まれます。
27. 既に資本関係のある海外子会社への外注も可能でしょうか？
→公募要領の5.（3）に記載のとおり、自社調達、100%子会社等に調達・委託・外注した際の価格に含まれる利益相当分は計上できません。
ただし、100%子会社等が一般競争入札の結果最低価格であった場合にはこの限りではありません。
28. 複数法人のコンソーシアムで応募の場合、必須ではない「財務諸表」は全社提出が望ましいでしょうか？
→コンソーシアムの場合、主提案法人（幹事法人）を主として確認しますが、コンソーシアム構成者分の提出を妨げるものではございません。
29. 今回は、教育事業であり、ICTの活用は必須となりますか？
→必須ではありません。
30. 応募書類をメールで送る際の添付書類のサイズ上限をご教示ください。また、上限を超えたら複数に分けてお送りするという理解でよろしいでしょうか？
→添付ファイルは、50MBを上限目安としてください。ファイルの合計サイズが50MBを超える場合には複数に分けてご提出ください。
31. 日本国や日本企業への経済効果の「寄与」、には、現地の方の日本への留学推進、日本での就職斡旋も含まれるイメージで良いでしょうか？
→応募を排除するものではございません。
32. 自己資金と委託経費の比率について規定等ございますか？
→規定はありません。

33. 本実証事業内で、実証フィールド（学校等）から一部費用を徴収しても問題ありませんか？
→費用を徴収することは問題ございませんが収支報告書にて収入としての報告が必要です。
34. リカレント教育も事業に含まれるとのことですが、企業における社内教育も含まれますか？
→含まれます。
35. 応募者が中小企業の定義に当てはまらないとしても、応募はできるということで間違いはないでしょうか？
→中小企業以外からの応募を排除するものではございません。
36. 「Ⅱ. 事業費」内の「Ⅶ. 補助員人件費」は基本的に邦人、現地雇用どちらでもいいですか？また金額の指定はありますか？
→「Ⅶ. 補助員人件費」は現地雇用に係る経費を計上し、「Ⅰ. 人件費」は本社社員に加え、駐在員を対象とします。また、金額の指定（上限）はございません。また、本実証事業における「Ⅰ. 人件費」および「Ⅶ. 補助員人件費」としての計上を行う場合には業務日誌の提出が必要となります。
37. 既に海外での教育事業を行っておりますが、日本語教材及びパートナー法人が現地雇用している先生の人件費は対象事業に関わる分は対象となりますか？
→経常活動費にあたる経費については対象外となります。また、本実証事業における「Ⅰ. 人件費」および「Ⅶ. 補助員人件費」としての計上を行う場合には業務日誌の提出が必要となります。
38. 収益がでたら報告とのことですが、こちらは粗利がでたらということでしょうか？
→収入について報告が必要となります。具体的な記載方法は経済産業省の受託事業事務処理マニュアルを参照ください。なお、収入について粗利が無くとも報告が必須です。

39. 【著作権について】

- ①教育コンテンツを外注したりして本事業で制作した場合、著作権はジェトロに引き渡すことになるのでしょうか？
- ②著作権について、すでに弊社で持っている教育コンテンツを今回の委託経費で翻訳した場合、その翻訳された教育コンテンツの著作権はジェトロに帰属するのでしょうか？
- ③弊法人で作成した動画を本事業にて、使用した場合は、報告書の際、提出しなければならないのでしょうか？著作権も譲渡しなければならないのか？本事業で作成した動画は、本事業終了後に活用してもよろしいのでしょうか？
- ④今回の事業において「映像制作費」や「出演料（人件費）」などを日本語講師に払って映像を制作する場合は、著作権はすべてジェトロ様に寄与することになるのでしょうか？もしくは、映像制作に関わる以外の資金調達をさせていただいて（渡航費や広告費等）、事業を展開する場合は、著作権は弊社になりますでしょうか？
- ⑤今回の支援事業費を受けて、教材の開発をした場合開発＝翻訳～テキスト作成～それをWEB上で学習者が見れる仕組みを構築その開発の「著作権」は、ジェトロ様もしくは、経済産業省様に帰属されるのでしょうか？
→制作費に係る経費を本委託経費にて支出した場合、著作権は委託元に属しますが、成果品の活用については事前にご相談ください。

40. 自己資金も活用して実施するとのことですが、提出書類内に自己資金の金額等を記載する箇所がないように見受けられますが、補足情報等に含めた方が良いでしょうか？（どこかに記載があった方が良いでしょうか）

→「2. 提案書（様式2）」もしくは「4. 提案事業に関する補足資料（任意、様式自由）」内の任意の箇所に記載ください。

41. 社団法人でも応募は可能でしょうか？

→可能です。

42. 人件費に関する質問です。海外での出張期間中の作業時間は人件費として計上できますか？海外出張中の旅費の中の日当とは別に計上できますか？

→出張期間についても旅費の日当とは別に人件費の計上は可能です。

43. 応募書類の中に、財務諸表とありますが、提出する書類は貸借対照表と損益計算書の提出でよろしいでしょうか？
→貸借対照表と損益計算書に加え、キャッシュフロー計算書の提出をお願いします。
44. 財務状況については、資金調達先などの情報もあわせて記載ください、とありますが、資金調達先とは具体的に何を指しているかお示しください。また、資料として何か想定していらっしゃるものがある場合は、お示しください。
→「(様式2) 提案書」内の「1. 応募者概要」欄については、応募者の財務状況を示すうえでの資金調達を想定しております。資料としては、財務諸表をもって代えていただくことも可能です。
45. 公募要領を拝見したところ、配点など審査基準の記載がなかったため、各項目の配点とその基準につきご教示いただけますでしょうか？
→審査基準については、公募要領内「7. (2) 審査基準」に記載しております。各項目の配点については公開しておりません。
46. システムの構築が必要となるのですが、どのように計算、申請すればよいか？
→システムの構築に掛かる費用についてはシステム構築費全体に要する費用を申請ください。詳細に金額を積算可能な場合は、本委託事業に係る部分のみを切り出して申請を行ってください。

以上